

# 令和2年3月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

## 【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 21 件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第 1 号「平戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」に関し、職務給の原則に則った職務と責任を給与に反映させるため、給料表と職務の級の分類を見直すとの説明であるが、改正の主な理由・目的は、どういった内容かとの質問に対し、現在の分類では、4 級の職務として班長及び係長の職務を行う監督職の者と業務経験年数をもって就く主査・主任の一般職が混在していることから、職務に応じた給料体系とするため、主査・主任の一般職を 3 級に格付けるものである。併せて、7 級制を導入し、生涯賃金にも考慮した職務と責任に応ずるものに見直しを行うものであるとの答弁がありました。

また、今回の見直しによる給与費全体での増減は、どれくらいになるのかとの質問に対し、経過措置を除き、年間で約 3 千万円程度の減額見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第 17 号「令和 2 年度平戸市一般会計予算」中、財務部税務課所管の歳入予算の審査において、昨今の新型コロナウイルスの影響による税収減の見通しを担当課としてどのようにとらえているのかとの質問に対し、新型コロナウイルスの影響により、市内の観光業、飲食業等もかなり冷え込んでいると聞いており、いまだ収束の見通しも立たない状況である。市税等の予算については、これまでの実績をベースに予算計上を行っていることから、このままでは、法人市民税、入湯税などを中心に予算割れとなることは、避けては通れないものと考えているとの答弁があり

ました。

これに関連し、**財務部企画財政課所管**の審査において、**税込減が見込まれる中での歳出予算の執行**については、どのように考えているのかとの質問に対し、**福祉や教育など住民サービスに直結した予算や公共事業などについては、不測の事態に対応するための基金である財政調整基金の取崩しで対応し、歳出予算の削減を行う予定はないとの答弁**がありました。

また、**誘客対策事業をはじめ各種事業の執行に当たっては、新型コロナウイルスの影響の状況を見ながら、しかるべき時期を見極め、より効果的な事業となるよう、各担当課の判断に任せるのではなく、企画財政課が全体的な判断を行ったうえで執行すべきではないかとの指摘**に対し、**新型コロナウイルスの影響を踏まえたうえで、事業の実施について各課とも十分に協議を行いながら調整をしていきたいとの答弁**がありました。

次に、**総務部総務課所管の「各種行政システムの整備・更新」**に関し、**庁内におけるシステムの整備・更新に当たり、各課の連携がうまく出来ていないように見受けられる。総務課情報推進班を中心に全庁的な連携強化を図ることで、より効率的・効果的にシステムが運用できるよう改善すべきではないかとの指摘**に対し、**情報推進班の職員を中心に、各課が連携し、データを共有できるような体制の構築を図っていきたいとの答弁**がありました。

次に、**総務部地域協働課所管の「移住定住環境整備事業」**に関し、**これまで移住定住環境整備事業補助金を活用したU I ターン者を移住定住者としてカウントし公表しているが、本来、補助金申請をしない人を含めて移住定住者とするべきではないのか。また、転入手続きに來られた方でこの制度を知らないという人もいたのではないのかとの質問**に対し、**補助金制度創設以前はU I ターン者のカウントについて明確な基準がなく、担当に相談があった件数を実績としていた。そこで補助金制度を創設したのに合わせて申請された世帯人数をU I ターン者として捉え実績としてい**

るところである。また、補助金制度の窓口での案内については、市民課や支所等で制度のチラシ配布をお願いしているところであるが、さらに連携を強化し周知徹底を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、市民生活部市民課所管の「社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業」に関し、マイナンバーカードの普及促進のひとつとして、マイナンバーカードの健康保険証利用ができるようになるとのことであるが、運用までのスケジュール等はどのようになっているのかとの質問に対し、国の方針としては、令和3年3月末までに、医療機関等の6割程度での導入を目指して、本格的にマイナンバーカードの健康保険証利用の運用を開始する予定としており、その後、令和5年3月末までに、全ての医療機関等での導入を目指すこととしているとの答弁がありました。

これに関連し、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続きの方法や開始時期はどのようになっているのかとの質問に対し、現時点では、国から、具体的な手続き方法や開始時期等に関する詳細なものが示されていないことから、今後、国からの情報を収集しながら、できる限り早急に、市民への周知を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、同じく市民課所管の「ごみ収集車整備事業」に関し、市内8か所のごみ収集業務委託の中で、ごみ収集車（パッカー車）の更新について、今回の振興公社のように市が直接購入し貸与する場合と、業者への委託料の中で減価償却費として車両購入にかかる経費をみるケースがあり、委託業者により差異があるのは、こういった理由によるものか、また、今後それを統一することはできないものかとの質問に対し、振興公社については、家庭系の一般廃棄物のゴミ収集のみを行っているが、その他の業者は、それに加えて市の委託業務以外の事業系のゴミ等の収集を行っており、会社の形態上の違いがあることによって、これまでの車両購入の際の経費負担算定のあり方に違いがあったものと考えている。今後のごみ収集車等の更新に当たっては、振興公社の全体的な経営のあり方等も関係してくることから、所管課の企画財政課及び

振興公社とも協議を行い、車両の経費負担の算定について検討をしていきたいとの答弁がありました。

次に、市民生活部健康ほけん課所管の「国際医療人育成事業」に関し、この事業の詳しい内容と目的はどういったものかとの質問に対し、長崎大学が実施する医療資源の乏しい地域での医療・人道支援活動など、国際貢献を目指す医師を育成する事業であり、長崎大学と平戸市が協働で取り組み、医師の就業と研修施設を平戸市民病院に置くことで、医師の確保と地域医療の確保を図るものであるとの答弁がありました。

次に、同じく健康ほけん課所管の「二次救急医療体制事業」に関し、本事業は、佐世保県北医療圏内の3市1町で構成する病院群輪番制病院運営事業に加入することにより、二次救急医療の環境整備を図ることを目的に創設された事業であるが、救急搬送の実態をみると指定の輪番制病院（北松中央病院）への搬送ではなく、佐世保市街の病院への搬送件数が多くなっている状況に問題があるのではないかとの意見に対し、現在の搬送状況をみると、指定の輪番制病院への救急搬送の件数は少なく、多くが佐世保市の4つの救急病院への搬送となっている現状は十分に認識しているところである。今後の本事業のあり方については、これまでの経緯等もあることから、県及び関係市町とも協議を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、福祉部長寿介護課所管の「高齢者いきいきおでかけ支援事業」に関し、いきいきおでかけ券は、平成30年度、中・南部地区の申請率が特に低かった。高齢者の外出機会の拡大と社会参加の促進を図るためにも、より多くの人に利用していただくことが重要だと思うが、改善のために、市ではどのような協議をしてきたのかとの質問に対し、令和元年度当初にアンケートを実施し、申請の有無や何を目的に交通機関を使ったか、どのような利用の仕方がいいのかという意見などについて尋ねた。その中で、1回500円では使い勝手が悪いという意見や、元気な高齢者で車を持っている方は、公共交通機関を使わないとの意見を多くいただいたため、1回の使用上限額を

500円から1,000円に引き上げ、社会参加と健康増進を図るため、公共施設（平戸オランダ商館、シーライフひらど、島の館など）の入館料や市内ホテルの温泉入浴料などを利用対象に追加した。また、制度を知らなかったという声もいただいたため、今後も根気強く各団体に出向き、制度の周知に努めるとの答弁がありました。これに関連し、委員から、申請のためには、市役所や支所などに出向く必要があり、申請に行くためにタクシーなどを利用するといった事例が見受けられる。市の方から各地区の公民館に出向くなど、交通弱者に寄り添った対応が必要ではないかとの意見に対し、申請・受け取りは、これまでも民生委員や嘱託員などによる代理申請・受け取りも可能としてきたが、意見を踏まえ、より交通弱者に寄り添った対応の仕方を検討するとの答弁がありました。

次に、福祉部こども未来課所管の「認定こども園管理運営事業」に関し、現在、市内には、公立認定こども園が1園、私立認定こども園が3園あり、令和2年度から私立認定こども園が新たに1園増える予定とのことであるが、認定こども園の幼児教育に関しては、どこが所管しているのかとの質問に対し、公立認定こども園は市教委学校教育課が、私立認定こども園は県の総務部学事振興課が担当しているとの答弁がありました。これに関連し、委員から、市の幼児教育への関わり方が見えにくい現状にあり、幼児教育に関しては、現場でも高い教育を提供したいとの思いがあるため、市にも支援が望まれている。こども未来課も学校教育課と連携し、支援についてしっかり精査し、一層、幼児教育に深みを持たせてほしいとの意見に対し、幼児教育については、今後、充実していく必要があると認識している。教育委員会とも協議しながら、幼児教育向上のため、どのような対応ができるか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、同じくこども未来課所管の「子育て世代包括支援事業」に関し、母子が安心して健やかに妊婦期から出産・子育て期を過ごすための支援体制として、こども未来課母子保健班内に「子育て世代包括支援センター」を開設するとのことであるが、

主にどのようなことを行うのかとの質問に対し、一人ひとりの妊娠、出産、子育てに関する課題や支援ニーズに的確に対応するための支援プラン作成が主な業務であり、その他にもこれまでと同様、母子健康相談や赤ちゃん全戸訪問などを行う。支援プランは、母子保健コーディネーターが作成の主な役割を担い、保健師と共同で本人も交えて作成する。なお、令和2年度から円滑に支援プランが作成できるよう、母子保健コーディネーターは平成30年度から雇用し、経験を積んでいる。また、令和2年度からは、妊娠、出産、子育てに関する精神的安定を支えるため育児コーディネーターも新たに雇用し、寄り添った対応をしていく。母子保健コーディネーター、育児コーディネーター共に助産師の資格を持ち、身分は、二人とも会計年度任用職員であるとの答弁がありました。

次に、市民生活部健康ほけん課所管の議案第18号「令和2年度平戸市国民健康保険特別会計予算」に関し、国民健康保険税については、例年並みの収納（収納率96%）を見込み予算計上を行っているが、新型コロナウイルスの影響により、既に、農林水産業など一次産業をはじめ、あらゆる分野において落ち込みを見せ始めている。保険税の収入が見込み額を大幅に下回った場合の国保運営は、非常に厳しくなるものと思われるが、対応策をどのように考えているのかとの質問に対し、まずは国保財政調整基金の活用を第一に考えている。また、国保運営の都道府県化により、不測の事態が生じた場合には、県の基金を借り受けることができることとなっているが、県下全体がそういう状況になった場合に、果たしてどこまで対応できるのかという心配もある。新型コロナウイルスの影響は全国的な問題でもあり、国保の運営主体である県とも協議を行いながら、どういった手立てができるかについて、考えていきたいとの答弁がありました。

これに関連し、今回の新型コロナウイルスの問題は、これまでに例を見ないものであり、最悪の状態になった場合に、国保財政を破綻させないためには、一般会計からの財政出動も考えるべきではないかとの意見に対し、財務部長から、このような情勢

の中では、一般会計自体も厳しい状況となることが十分に想定されることから、簡単に判断できるものではないと考えている。また、本市の国民健康保険税は、そもそも税率が高く、所得が低くなれば税率を上げなくてはならない、税率を上げてしまうと払えなくなるという悪循環に陥ることにもなりかねない。このようなことから、一般会計からの財政出動については、慎重に状況を見極め、検討させていただきたいとの答弁がありました。

次に、議案第 20 号「令和 2 年度平戸市介護保険特別会計予算」中、長寿介護課所管の「『食』の自立支援事業」に関し、本事業は在宅の一人暮らし高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるための配食サービスを行う事業である。令和 2 年度の利用予定者は 57 人とのことであるが、利用者は年々減り、これに伴い、提供する食数も減るため、市内に 4 つある受託者（平戸市社協本所、生月地区高齢者介護施設 2、平戸市社協大島支所）は、採算を取ることは難しいが、社会奉仕の理念と使命感で受託し、事業を継続している状況である。また、サービス利用者の中には利用継続を希望するものの、継続できなくなったという人がいるとの話も聞く。市として、努力している受託者に十分配慮し、事業を継続してもらうとともに、利用者が不安を抱えたままサービスを停止されることがないように、また、サービスを停止する場合は要件を明確にし、代替案を示すなど、利用者に寄り添った対応をすべきではないかとの指摘に対し、これからも受託者、利用者に寄り添った対応に努めるとともに、利用者が不安を抱えたままサービスが停止されるといったことがないように一層努めるとの答弁がありました。

これをもって、本委員会において付託を受けました案件の審査報告を終えますが、最後に、本委員会は所管に属する事項について先進地等の調査を行いたいので、調査終了まで閉会中の継続調査に付していただきますよう申し出いたします。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。



## 【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は議案 15 件であります。

審査の結果は、議案第 17 号及び議案第 34 号を賛成多数で可決すべきものと決定し、その他の議案につきましては、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第 16 号「令和元年度一般会計補正予算（第 8 号）」中、農林水産部水産課所管の「浜の活力再生交付金事業」に関し、今回の補正は、国からの割り当て内示が要求額を下回ったことによる減額補正であるが、新獅子漁港（獅子地区）では、以前、車の転落による死亡事故が発生しており、利用者の安全を守るためにも早急に車止めを設置する必要がある。県にはどのように働きかけてきたのかとの質問に対し、死亡事故もあり、利用者の安全を守るためにも早急に車止めを設置する必要があると認識しており、県にも折に触れて強く増額補正を要望してきたが、県下全体の内示額も落ちてきていることから、今回は減額の補正となった。令和 2 年度以降も、車止めが必要な各漁港に早急に整備できるよう強く働きかけるとの答弁がありました。これに関連し、現在の事業進捗率は何%かとの質問に対し、事業費ベースで約 75%であるとの答弁がありました。

次に、議案第 17 号「令和 2 年度平戸市一般会計予算」中、農業委員会所管の「機構集積支援事業」に関し、耕作放棄地について中間管理機構へはどのような情報提供を行っているのかとの質問に対し、地目、面積、地番の情報提供を行っているとの答弁がありました。これに対し、情報提供を行う場合には、日当たり、水はけ、どのような作物に適しているかといった情報を紹介した方がよいのではないかと質問に対し、今年度、一調査区について試験的にドローンを活用した空撮による現況確認を行った。映像記録も加えながら農地の確認について次年度以降の導入を検討したが、

現地調査は調査員の目視が原則であり、ドローンでの空撮や映像記録の経費は交付金対象外とのことであったため見送った。今後も、引き続き新たな手法で付帯した農地の情報をどのように提供するか研究していきたいとの答弁がありました。

次に、農林水産部農林課所管の「鳥獣被害防止総合対策事業」に関し、令和2年度は、ワイヤーメッシュ柵4万4,000m、電気柵4,500mを設置予定とのことであるが、今後、どの程度整備する必要があるのかとの質問に対し、防護柵の整備は、合計で475kmが必要であり、令和8年度まで計画的に整備していく。また、これまで整備してきた電気柵が耐用年数を超え、ワイヤーメッシュ柵に更新したいとの意見や、潮風などの影響により、更新が必要なワイヤーメッシュ柵が出てくることも想定されるため、農家の要望を毎年聴き取り、適切に対応したいとの答弁がありました。これに関連し、防護柵の維持管理について、管理契約を締結しているようだが、高齢や後継者不在などの理由により、適切に管理できない防護柵が出てくる可能性がある。どのような対応をしているのかとの質問に対し、防護柵を設置した場所の周辺農業者の意見も踏まえながら、防護効果が薄れないよう、適切な管理について、指導を徹底していきたいとの答弁がありました。

次に、「イノシシ被害まちなか対策事業」に関し、事業の詳細と補助金を受ける実施地区についての質問に対し、本補助金は、地域ぐるみでイノシシの被害防止対策に取り組む団体が行う防護柵設置や捕獲隊を組織する経費に対する補助金であり、令和2年度は、宝亀地区と新規1地区を予定しており、各地区と協議して決定する。また、令和元年度は、この事業を活用し、京崎公園と中野中学校グラウンドの一部にイノシシ侵入防止資材を設置しており、設置後は、イノシシ侵入による被害はないとの答弁がありました。これに関連し、委員から、住宅密集地にもイノシシが出没しており、地域住民から不安の声を多く聞く。効果があるなら、地域にも積極的に説明し、侵入防止資材の活用など、被害防止対策を行なってほしいとの意見に対し、被害が発生している地域に説明しながら対応していきたいとの答弁がありました。

次に、「家畜保健衛生指導事業」に関し、獣医師確保に向けた取り組みについての質問に対し、平戸地区家畜診療所については、長崎県北部農業共済組合が、田平町を所管する松浦地区家畜診療所については、(一社)松浦地区畜産振興会がホームページなどで獣医師を随時募集している。また、市長が平戸地区家畜診療所運営協議会会長であることから、獣医学部のある大学を訪問するなどして、獣医師確保に努めた経緯もある。今後も、上記運営団体と協力しながら、離島を含め、獣医師確保に努めるとの答弁がありました。これに関連し、時間外や緊急時の獣医師の対応についての質問に対し、家畜診療所は当直医制度を行いながら、時間外、緊急時対応体制を整えた上で診療に当たっている。また、必要があれば民間の獣医師の協力も得ている。なお、大島の獣医師が休みを取り、大島を離れる場合は、本土の獣医師が代わりに大島に滞在し、診療に当たっていると答弁がありました。これを受け、委員からは、繁殖農家にとって獣医師の確保はとても重要な問題であるため、今後も獣医師確保に尽力していただきたいとの意見がありました。

次に、「木質バイオマスエネルギー導入事業」に関し、令和元年度に国の補助事業となっていたチップサイロの建設が、補助対象外となり、令和2年度に市の単独事業として予算計上されることとなった経緯についての質問に対し、チップサイロは、当初、施設埋設型で建設を計画しており、補助対象施設ということで九州経済産業局にも確認がとれていた。しかし、現地に硬い岩盤が確認されたため埋設できず、地上に設置せざるを得なくなった。このことを九州経済産業局と協議したところ、地上に設置する場合は建屋となり、補助対象外となるとの判断が示されたため、令和2年度の市の単独事業として予算計上するものであるとの答弁がありました。これに関連し、財源の内訳と今回計上された2,529万1千円以外に、今後、補正をすることはないのかとの質問に対し、財源は合併特例債を2,400万円予定しており、今後、補正をする予定はないとの答弁がありました。

次に、農林水産部水産課所管の「平戸あご漁振興支援交付金事業」に関し、市内に

おけるあご漁の振興と漁獲体制の維持を目的として、漁獲量や市内出荷割合などに応じた漁獲奨励金を市内各漁協に交付するとのことであるが、本事業に係る 500 万円の財源は全て一般財源である。本事業は何年継続する予定なのかとの質問に対し、施策の背景となる浜の活力再生広域プランの 1 計画期間が 5 年であるため、5 年を予定しているとの答弁がありました。これに関連し、5 年間で 2,500 万円もの一般財源をあご漁だけに投入することになるが、他の魚種にはどのような支援があるのか。また、国や県などの補助メニューで活用できるものはないのかとの質問に対し、本事業はあご漁に従事する体制の整備、分析も目的としており、効果については毎年検証する。また、他の魚種については、種苗放流などにより支援を行なっている。補助メニューについては、現在、浜の活力再生広域プランでは該当する補助がないが、何か活用できるメニューがないか、今後も国、県にも随時確認しながら事業を進めていくとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部観光課所管の「平戸版DMO推進事業」に関し、DMOは何に重点をおいて事業を推進しているのかとの質問に対し、DMOになることで国から事業に対し支援が受けられること、観光協会と観光課において同様の事業を行っていることから一元化を図ることに重点をおいて推進しているとの答弁がありました。また、令和 2 年度の予算に集約した事業は何かとの質問に対し、既存の平戸版DMO推進事業に、平戸観光振興強化事業、平戸観光応援隊設置運営事業、テーマパーク観光プロモーション事業を集約したとの答弁がありました。また、委員から、観光協会の内部ではDMOに関し業務がスムーズに進んでいないように聞いているとの意見に対し、令和 2 年 1 月 14 日にDMO候補法人登録となっており本登録に向けて取り組みたい、平戸版DMOにして観光の一元化を図ることが方針であり、将来はワンストップ窓口となるよう、今後も協議していくとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部商工物産課所管の「平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業」に関し、事業による効果をどのようにとらえているのかとの質問に対し、プロ

モーション推進事業に関わる事業者へ過去5年間のアンケート回答で、波及効果は首都圏などの販売業者へ卸した取引額の約2倍であり、平成30年度は1億8,525万円と推測しているとの答弁がありました。これに関連し、委員から今後においても、平戸市の物産の販路が拡大するよう努力してもらいたいとの意見に対し、単なるイベントで終わるのではなく、年間を通して平戸の製品の販路、取り引きが拡大し、引き続き平戸の産品を「知る」「買える」「食べれる」というように浸透化を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、「6次産業化推進事業」に関し、令和元年度の申請実績はなぜ1件にとどまったのかとの質問に対し、これまでは1次生産者が主体となって取り組む事業の施設・機械設備のみが補助対象となっていたことがネックであったためである。令和2年度においては、これまでの1次生産者に加え、中小企業者も対象とし、新商品開発総合支援事業補助金として補助制度の改正を行った。施設・機械設備だけでなく、販売やパッケージなどの開発までを対象とし、積極的に多くの事業者が活用できるよう周知活動にも取り組みたいとの答弁がありました。

次に、「企業誘致対策事業」に関し、本市への企業からの視察は何社か、また、企業と面談するなかで、担当者として感じていることは何かとの質問に対し、15社から訪問があり、うち3社については継続的に営業活動を行っている。企業との面談のなかで、場所については特に問題はないところではあるが、雇用する場合に果たして人材が集まるのかというのが課題である。進出企業にもよるが、創業開始時に50人以上の雇用者の確保は厳しく、30人程度でも難しいのではないかと感じているとの答弁がありました。また、企業誘致が出来れば雇用が生まれ、市の税収も期待され少子化対策にもなる。総合的に判断して、企業立地奨励金など今後検討する課題があるのではないかと質問に対し、企業が進出するにはタイミングや要件が全てそろわないといけない。企業も以前は多くの労働力に頼る労働集約型であったが、近年は人口減少もあり、機械設備や自動化に多額の資金を投入する資本集約型に移行している。

企業の事業形態も変わってきているので、見極めながら必要な見直しを検討していきたいとの答弁がありました。これに対し委員からは、企業誘致が先延ばしになればなるほど就業人口も減っていく。1日でも早く、誘致できるように努力してもらいたいとの意見がありました。

次に、文化観光商工部文化交流課所管の「三浦按針没後 400 年事業」に関し、三浦按針の骨の発掘の結果の目途はあるのかとの質問に対し、3年間発掘作業を行っており、特定されてはいないがDNA調査では、骨はヨーロッパ系であることが確認されている。当時、70名の外国人が平戸で死亡したことが分かり、その中で埋葬時期から10人にまで絞られている。今後も、可能な限り調査を引き続き行っていくとの答弁がありました。また、事業実施についての案内や周知はいつから行うのかとの質問に対し、現在、新型コロナウイルス感染拡大により不透明な部分もあるが、議会議決後には関係者に案内や周知を行う予定であるとの答弁がありました。委員からは、三浦按針と本市のかかわりを子供など後世に伝え周知するのも事業の目的であるとのことだが、一過性の事業とならないよう今後の本市の観光アピールに繋がる事業にしてもらいたいとの意見がありました。

次に、「国際交流員招致事業」に関し、2人の国際交流員はどのような活動を行っているのかとの質問に対し、姉妹都市等との調整、通訳、市民向けの出前講座、SNSによる海外への情報発信などの活動を行っているとの答弁がありました。これに関連し、市民には活動の内容が見えないところがあるため他の自治体を参考に、より効果があるよう活動してもらいたいとの意見がありました。

次に、建設部建設課所管の「西九州自動車道建設促進事業」に関し、協議会を立ち上げ要望活動を何人で行う予定で考えているのかとの質問に対し、民間7団体の代表と市長、議長、産業建設文教委員長、議員数人、民間の若手後継者数人、職員の合計で20人の構成を考えているとの答弁がありました。これに対し委員から、議員、民間若手後継者は何人を予定しているのか、また、いつまで活動を行うのかとの質問に

対し、具体的な人数は協議会を立ち上げ、決定したいと考えており、協議会は松浦佐々道路供用開始まで継続していきたいとの答弁がありました。これに関連し、委員からは、要望に熱意を持った若手後継者を入れ要望活動を行ってもらいたいとの意見がありました。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課所管の「特別支援教育支援員配置事業」に関し、支援員の配置状況はどのようになっているのかとの質問に対し、支援が必要な児童生徒数は小学校で280人、中学校で100人である。現在22人の支援員で対応しているが学校現場からは支援員の増員を要望されているものの、応募者がいない状況であるとの答弁がありました。

次に、「遠隔教育システム導入事業」に関し、事業の内容はどのようなものかとの質問に対し、既存のICT教育機器を使用し、テレビモニターを活用して学校間での双方向の授業を行うものである。これにより、例えば中学校においては、専門教諭が配置されていない教科において、他校の専門教諭から授業の指導補助を受けることが可能になる。また、生徒会交流活動などにも活用が図られるとの答弁がありました。今回導入予定のシステムは、3校と同時通信ができるものであるが、将来は全校と通信ができるようにしていきたいとの答弁がありました。また、委員からは行政機関内においても、会議においてICTを活用した会議を実施できないか検討も必要であるとの意見もありました。

次に、「屋外教育環境整備事業」に関し、防砂フェンス設置の経緯についての質問に対し、市立生月中学校において平成22年12月28日と平成31年3月15日にグラウンドの砂を巻き込んだ突風により、駐車場に駐車していた車が破損する被害が発生した。生徒や教職員、来校者などの安全対策として、グラウンドと来校者兼職員用駐車場の間に防砂フェンスを設置するものであるとの答弁がありました。これに関連し、9年前に廃車となるような事案が発生していたことについて、教育委員会は把握していたのかとの質問に対し、平成31年の被害時に過去にも被害があったことが判明し

たとの答弁がありました。これを受け、報告があつてしかるべき事案であつたのではないのか。今後においては、学校との連携を密にして報告を受けるよう指摘がありました。また、風により砂が巻き上げられたことからグラウンド自体の整備も検討する必要があるのではないかとの意見もありました。最後に、フェンス設置においては、庁内の技術職員とも十分連携しながら効果や安全性、耐久性を考慮し設置するようにと指摘しました。

次に、教育委員会生涯学習課所管の、「スポーツ合宿等誘致事業」に関し、今回合宿する実業団誘致の経緯、経費の負担、費用対効果はどのように考えているのかとの質問に対し、長崎県にスポーツ合宿やスポーツ大会などの誘致を行う長崎県スポーツコミッションが設立された。長崎県スポーツコミッションを通じ、シオノギ製菓のマネージャーが赤坂野球場や南部地区にある屋内運動場を視察したことから誘致できたものである。市の負担については、長崎県スポーツコミッションへの負担金やバスの借上げなどで186万9千円である。一方、選手、コーチなど30人が本市に10日間滞在することにより、宿泊費などで約274万円の経済効果を見込みでいる。長崎県スポーツコミッションを通じた誘致の場合は、宿泊費等の補助対象経費の4分の1ずつを県と市で負担することから、今後も長崎県スポーツコミッションを通じた誘致活動を行いたいとの答弁がありました。

次に、「生月町B&G海洋センター管理運営事業」に関し、予算は直営での通年予算であるのかとの質問に対し、直営の場合の1年間の経費を計上している。今後、指定管理が決まった時は、委託料へ組み替えるなど補正予算をお願いしたいとの答弁がありました。また、施設の運営に関して、トレーニング室の機材は古いものもある。機材の入れ替えなど環境を変え、その分利用料を上げて費用対効果を生むようなことは考えないのかとの質問に対し、意見を参考にして今後、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第21号「令和2年度平戸市農業集落排水事業特別会計予算」に関し、



計画では大型合併浄化槽の設置を検討していたが、浄化槽施設の耐用年数を国（九州農政局）へ確認した結果、年数が短くなったことや、合併浄化槽の処理対象人槽算定基準が令和2年4月1日から緩和され、同じ面積の住宅でも一定の要件を満たせば、小型のものでも対応できるようになったことから、個別合併浄化槽への転換を行いたいと考えている。実施時期については、補助金適正化法による補助金返還額及び地方債の償還終了と現施設の運用費用等から算出したところ、令和12年度が最適と思われるが、毎年検証しながら最良の時期を判断したいとの報告がありました。これに対し、住民に十分な説明を行いながら進めていくようにとの意見がありました。

次に、議案第23号「令和2年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計予算」に関し、委員会からは、いさりびの里は大島村で唯一の大人数で宿泊できる施設であり、今後も存続できるようにしてもらいたい。また、大島村は花粉の避粉地であることから、避粉地ツアーなどをもっとアピールし集客に繋がるように民泊事業者、指定管理者などと連携しながら宿泊客が増加するよう住民と一体となって取り組んでもらいたいとの指摘がありました。

次に、議案第26号「令和2年度平戸市水道事業会計予算」に関し、老朽管路更新事業の管路埋設工事における埋設の深さは浅くできないのか、敷設工事において法的な縛りがあるのかとの質問に対し、国土交通省から国道における水道管の上部と路面との距離については、道路の舗装厚に30cmを加えた値とし、60cmを下回らないようにと通知があっており、平戸市における国道、県道については、田平土木維持管理事務所と協議をしており、国道は舗装厚65cmに30cmを加えた95cmの深さで行うことで許可を受けている。60cmでも管の強度はあるが、道路管理者からの指示で施工している。また、敷設工事においては、歩道など極力安価にできるように施工場所を選定しているとの答弁がありました。また、水道局職員の構成について、臨時職員の割合が年々増加しており、令和2年度の約40%は異常である。正規職員も技術職員は高齢化しており、技術継承に問題があるのではないかと質問に対し、臨時職員は会

計年度任用職員となることから、今年度より雇用条件も改善するので今まで以上に自覚をもって取り組んでもらいたいと考えている。正規職員については、現場で対応を行う水道技術職員は、50歳代が5人であり、技術の継承が一番の問題と考えていることから、人事課とも職員の採用を協議していくとの答弁がありました。

次に、議案第34号「指定管理者の指定について」に関し、株式会社狼煙については、令和元年9月11日に設立した法人であり、株主は平成31年4月に公募型プロポーザル方式による城泊JVとして応募し、優先交渉権者として選定された株式会社Kessha（けっしゃ）、株式会社アトリエ天工人、日本航空株式会社（JAL）の3社であり、提案段階から3社が出資し、運営会社を立ち上げるということで設立された会社である。株式会社狼煙は、業務の実務を行う運営会社で、経営の意思決定は城泊JVの代表者である株式会社Kesshaであり、株式会社アトリエ天工人、日本航空株式会社はサポートを行うようになっているとの説明がありました。委員からは、指定期間が令和2年4月1日から10年間の長期間の指定の期間となることから、連帯保証はあるのかとの質問に対し、今のところ連帯保証はないが、長期間であることから、プロポーザルの時にも経営について10年間は行う確約をとる条件も出しており指定管理の協定を締結するときにも再度検討したい。また、全国から注目を集めている事業であり、指定管理の提案書では将来取り組みたいことがたくさんあるが、まずは城泊を真っ先に考え成功するように連携をとりながら進めていきたいとの答弁がありました。

なお、本委員会は所管に属する事項について先進地等の調査を行いたいので、調査終了まで閉会中の継続調査に付していただきますよう申し出いたします。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。

# 令和2年3月定例会

## 【追加議案分】

総務厚生委員会

委員長報告

## 【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果をご報告いたします。

本委員会に付託を受けました案件は、議案第 35 号の 1 件であります。

審査の結果は、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第 35 号「令和元年度平戸市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち、福祉部こども未来課所管の「保育対策総合支援事業」に関し、新型コロナウイルス感染拡大防止のための、マスク、消毒液等が、現在、全国的に不足している状況にある。いつまでに購入した物が今回の補助対象となるのかとの質問に対し、令和 2 年 3 月 31 日までに購入した物が、原則補助対象となっているところであるが、既に購入した物も、1 月 16 日以降であれば補助対象となる。また今後の購入については、納品が 4 月以降になった場合も、3 月 31 日までに発注した分であれば補助対象となるとの答弁がありました。

また、「地域こども・子育て支援事業」のうち、小学校低学年児童受入事業補助金に関し、臨時休業に伴う児童の受け入れに係る保護者負担は、どのようになっているのかとの質問に対し、通常の保護者負担については、午後からの半日の受け入れで、一日当たりの利用料 800 円のうち、半額の 400 円を負担しているところである。今回の休業により終日の受け入れになった場合には、負担増となる半日分相当の 400 円を補助することにより、保護者負担の軽減を図るものであるとの答弁がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。